

香川県動物愛護管理推進計画の素案について

パブリック・コメントで提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

生活衛生課

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3179/FAX:087-862-3606

E-mail:eisei@pref.kagawa.lg.jp

平成20年1月11日から平成20年2月12日までの1ヶ月間、香川県動物愛護管理推進計画（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、147名・団体から1,891件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、項目ごとに適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下にお示しします。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉		〈提出されたご意見の数〉	
個人	146名	計画全体に関する事	5件
団体	1団体	「I 概要」に関する事	1件
合計	147名・団体	「II 現状と課題」に関する事	8件
		「III 計画の基本方針」に関する事	2件
		「IV 具体的な取組み」に関する事	
		「動物は家族の一員」に向けての取組み	1,092件
		「動物は地域の一員」に向けての取組み	426件
		人と動物の「未来」に向けての取組み	16件
		人と動物が安心できる「今」をつくる取組み	160件
		「V 計画の実現に向けて」に関する事	96件
		その他	85件
		合計	1,891件

	ご意見 (要約)	ご意見に対する県の考え方
計画全体に関係すること		
	香川県動物愛護管理推進計画が、人間のみならずその他の生き物に対しても思いやりを持ち共存できる社会を目指すことを、基本的な考え方として計画を策定して欲しい。 (同様ご意見他4件)	香川県動物愛護管理推進計画は、「人と動物との調和のとれた共生社会づくり」をメインテーマに、策定しています。 施策の実施にあたっては、ご意見を参考とさせていただきます。
「Ⅰ 概要」に関すること		
計画の趣旨	動物愛護管理法における生命尊重の理念は、すべての動物を対象としており、飼い主責任は、飼育目的がペットのみならず、実験動物、産業動物も含め全ての飼育者に対して課せられていることを明記すること。	対象となる動物は、ご意見のとおり全ての動物を対象とした計画となっております。改めて明記することは考えておりません。
「Ⅱ 動物の愛護と管理に関する現状と課題」に関すること		
犬及び猫の収容と所有者明示	犬・猫の定時定点引取りを実施している自治体においては即刻廃止すべき。 (同様ご意見他1件)	香川県では、現在、犬・猫の定時定点の引取りは行なっておりません。
	犬・猫の引取り数、致死処分数、譲渡数を記載すべき。猫においては飼い猫、飼い主不明猫、成猫、子猫に分けて記載すべき。 (同様ご意見他5件)	現状と課題を検討するうえにおいて、参考にさせていただきます。
「Ⅲ 計画の基本方針」に関すること		
計画の3つの柱	香川県動物愛護管理推進計画の基本方針の3つの柱は、動物の愛護と管理について活動を行っている者にとって基本となることと考えている。この基本的な考え方を、広く県民に浸透させる計画とすること。 (同様ご意見他1件)	今後、この計画を実行していくことで、この3つの柱の考え方を県民に広く浸透させていきたいと考えております。

	ご意見 (要約)	ご意見に対する県の考え方
「IV 具体的な取組み」に関すること		
『動物は家族の一員』に向けての取組み		
施策 1 ① 動物の 適正な 飼養の 推進	<p>「動物愛護週間 (9月20日～26日)」には、動物管理指導所及び各保健所で、獣医師会、動物愛護推進員、愛護団体等と連携して、フェスティバルを開催し、適正な飼養と譲渡制度の普及に努めます。」を追加すべき。 (同様ご意見他6件)</p>	<p>香川県では、県獣医師会や動物愛護推進員等と協働で、動物愛護フェスティバルを開催しております。また、動物の適正な飼養の普及啓発については、様々な機会を捉えて行うことが重要と考えています。</p>
	<p>動物の適正飼養や遺棄・虐待防止などの普及啓発活動を強化すべき。 (同様ご意見他2件)</p>	<p>施策1の「安易な飼養の抑制と終生飼養の徹底」に、その旨を記載することにしていきます。</p>
	<p>殺処分や動物実験に関するパネル展を市役所・図書館などで開催し、広報などでも実態を訴える写真などを掲載すべき。</p>	<p>施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。</p>
	<p>猫の適正の飼養において、その三原則である、「屋内飼養」「不妊去勢手術の実施」「個体標識の装着」の普及啓発活動を明記すべき。 (同様ご意見他5件)</p>	<p>施策1「安易な飼養の抑制と終生飼養の徹底」及び施策2「所有者明示 (個体識別) 措置の推進」に、明記することにしていきます。</p>
	<p>犬・猫の引取りは全て有料とし、引取り費用に関しては安易な持込がなされないようなことを考慮して、金額を設定すること。 (同様ご意見他80件)</p>	<p>現在、香川県では、飼い主からの犬・猫の引取りは有料としています。その金額は、生後91日以上2,000円、90日以内200円としています。</p>
	<p>犬・猫の引取り時には、飼い主に引取理由と氏名等の記入を義務付け、殺処分の映像又は、実際の様子を見せること。また、終生飼養、繁殖制限義務の指導を強化すべき。 (同様ご意見他83件)</p>	<p>現在、香川県では、飼い主から犬・猫を引き取る際には、飼い主の住所、氏名、併せて理由を申請書に記入することを義務付けています。また、その際には、飼い主には終生飼養、繁殖制限等について指導しておりますが、今後も徹底してまいります。殺処分の映像又は様子を見せることは、現時点では困難と考えます。</p>

	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
	ブリーダーなど動物を取り扱う業者からの犬猫の引取りに対しては、一般の人と区別して対応すること。 (同様ご意見他78件)	動物を取り扱う業者は、自らが終生飼養について指導すべき立場にあることから、引取りの際には、業者としてのその立場における役割が果たせるよう指導を行っています。
	飼い主からの引取りにおいては、複数の獣医師が回復の見込みのない病気であると診断した個体以外の引取りを廃止すること。	引取りを廃止することは困難であると考えます。
	高齢者による動物の飼養に対する施策を設定し、啓発活動を強化すること。 (同様ご意見他3件)	施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。
	猫の登録制を導入すること。	現在のところ、猫の登録制の導入は考えておりません。
② 不妊去勢措置の推進	不妊去勢措置の推進について、普及啓発を強化すべき。 (同様ご意見他7件)	不妊去勢措置の必要性や市町の補助制度についての情報提供を積極的に進めます。
	不妊去勢手術助成制度を推進するため、募金制度のようなものを作れないか検討すべき。	施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。
	不妊去勢手術の法的な義務付けをすべき。 (同様ご意見他2件)	義務化することは困難と考えますが、引取数の削減に向けて普及啓発に努めてまいります。
	不妊去勢手術の助成金制度を推進すること。 (同様ご意見他1件)	県内の市町が実施している補助金制度についての情報提供などに努めてまいります。
③ 動物の遺棄・虐待の防止	動物の遺棄や虐待を防止するための普及啓発活動を強化をすべき。 (同様ご意見他11件)	施策1の「安易な飼養の抑制と終生飼養の徹底」に、その旨を記載することにしています。
	生態系に影響を与える安易な放鳥、放獣は、動物愛護管理の観点からも禁止するよう施策に反映すること。	愛護動物の遺棄については、法令に罰則規定があり、ご提案の趣旨を踏まえ、その周知に努めます。

	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
	<p>虐待を疑う事例に対応できるような担当者や動物愛護推進員を育成すること。</p> <p>（同様ご意見他 2 件）</p>	<p>動物愛護管理関係担当者や動物愛護推進員に対する研修を行うにあたり、参考とさせていただきます。</p>
	<p>動物の遺棄や虐待に対応するために警察との連携体制を強化すること。</p> <p>（同様ご意見他 7 2 件）</p>	<p>警察のみならず様々な関係団体との協力体制を構築していきたいと考えています。</p>
	<p>動物の虐待事例に対応するために専門の調査員を設置し、その機関については、根拠として、国に法律制定を求め、都道府県においては条例制定を行い、できる限り、特別司法警察職員を起用する方向で進めること。</p> <p>（同様ご意見他 7 0 件）</p>	<p>ご意見を参考にさせていただきます。</p>
④ 収容した犬・猫の譲渡率の向上	<p>譲渡マニュアルを作成し、譲渡希望者へ講習会を実施すること。事前講習、説明、指導を受けた者に譲渡を行うこと。</p> <p>（同様ご意見他 7 9 件）</p>	<p>引き取った犬・猫を譲渡する際には、独自に作成したテキストに基づき適正飼養や法的義務についての譲渡講習会を実施しており、原則として、これを受講した後に譲渡しております。</p>
	<p>個人が譲渡する場合も、愛護センター等で製作した譲渡マニュアルに沿った譲渡を周知し、指導すること。</p> <p>（同様ご意見他 7 7 件）</p>	<p>新たな飼い主に、適正な飼養を啓発することは、大切なことと考えることから、施策の実施にあたり、検討していきます。</p>
	<p>行政から譲渡される動物は、不妊去勢手術を行った後に譲渡すること。</p> <p>（同様ご意見他 7 8 件）</p>	<p>現在は、実施しておりませんが、施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。</p>
	<p>譲渡後の追跡調査を行い、不妊去勢措置その他必要な飼い主の責務が徹底されるよう指導すること。</p> <p>（同様ご意見他 7 8 件）</p>	<p>施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。</p>
	<p>引き取った動物はできるだけ長期間飼養し、できる限り新たな飼い主を探すなど、生存の機会を与えること。</p> <p>（同様ご意見他 8 9 件）</p>	<p>収容施設の設備等の現状から、全ての収容動物の飼養期間を延長することは困難ですが、法令の趣旨にのっとり、できる限り生存機会を与えられよう努めてまいりたいと考えます。</p>

	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
	<p>収容された犬・猫の譲渡を、獣医師会、動物愛護団体や動物愛護推進員、ボランティアと協力し進めること。 （同様ご意見他70件）</p>	<p>施策1に記載していますように、譲渡率を向上させるために、獣医師会等との連携・協力体制について検討していきます。</p>
	<p>ボランティア等からの譲渡を推進するために、県や市町においても、保護された動物の一時預かりなどの制度を設けること。</p>	<p>収容施設の設備等の現状から、動物の一時預かりの制度を設けることは、困難と考えますが、関係団体等と連携して、できる限り生存機会を与えられよう努めてまいりたいと考えます。</p>
	<p>収容動物の情報をインターネットや広報紙などやメディアと連携して広く公開し、収容された動物の返還や譲渡を進めること。 （同様ご意見他81件）</p>	<p>施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。また、所有者明示措置の推進により収容動物の返還を推進できると考えます。</p>
	<p>譲渡会を休日に実施するなど、譲渡希望者が参加しやすいようにすること。 （同様ご意見他2件）</p>	<p>施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>施策2 ① 所有者明示の方法と必要性の普及</p>	<p>獣医師会等と連携することなどにより、狂犬病予防注射と登録、注射済票と鑑札の装着を徹底させること。 （同様ご意見他3件）</p>	<p>ご提案の内容は、狂犬病予防法で義務付けられております。動物愛護管理の面からも、所有者明示（個体識別）措置の一つとして普及啓発に努めてまいります。</p>
	<p>鑑札、予防接種済票のデザインや、外れにくいタイプのものに改良すること。</p>	<p>鑑札、予防接種済票を改良することは、所有者明示の推進の面からも重要な事であると考えます。</p>
	<p>所有者明示の方法と必要性の普及啓発を徹底すべき。 （同様ご意見他2件）</p>	<p>施策2の「所有者明示（個体識別）措置の推進」に、その旨を記載することにしています。</p>
	<p>迷子札による所有者明示を義務付けること。</p>	<p>義務化は困難と考えますが、所有者明示措置の普及啓発には努めてまいります。</p>

	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
② マイクロチップの普及啓発	マイクロチップの導入に当たっては、動物の身体への負担などのデメリットも明示して、慎重に協議を重ねた上で導入を考えるべき。 (同様ご意見他 9 件)	マイクロチップによる所有者明示は、国の告示にも記載されていますが、社会的にも、所有者明示(個体識別)措置器具として認識されており、その有用性等について普及啓発に努めてまいりたいと考えております。
	マイクロチップについては、法律で義務付けられている特定動物、特定外来種以外の個体への装着は推進するべきではない。 (同様ご意見他 6 1 件)	
	マイクロチップの装着を義務化し、違反した場合の罰則を設けること。 (同様ご意見他 3 件)	特定動物以外の動物への装着を義務化することや罰則を設けることは困難と考えますが、その有用性等について普及啓発してまいります。
	ペットショップなどの動物取扱業者が動物を販売する場合は、マイクロチップの装着を義務付けするべき。 (同様ご意見他 4 件)	
	マイクロチップの規格を統一し、安価な料金にすること。 (同様ご意見他 2 件)	必要に応じて、関係機関に要請してまいります。
	マイクロチップリーダーを関係機関に配備すること。 (同様ご意見他 1 件)	マイクロチップの装着状況等を考慮しながら検討してまいります。
『動物は地域の一員』に向けての取組み		
施策 3 動物の飼養に係る地域での理解の向上	飼い主のいない猫の適正管理についてガイドラインを作成し、ボランティアや市町等と協働・支援すること。 (同様ご意見他 1 6 件)	動物による人や環境への迷惑や危害を防止するためのガイドラインを作成すること、また、動物の種類やそれぞれの地域にあったルール作りができるよう支援していきます。
	飼い主不明の猫についての、不妊去勢手術助成金制度を推進すること。 (同様ご意見他 5 件)	
	TNR活動（野良猫の不妊手術をし元の場所に戻すこと。不妊手術することで一代限りの命の存在を認め、餌やりの禁止などせずに地域の同じ住民として見守るという考え方。野良猫の数や苦情の数を減らすため行われている活動）の啓発強化とルール作りを行政が主体となっていくこと。 (同様ご意見他 7 8 件)	

	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
	<p>多頭飼育者による被害から近隣住民の生活を守るために、適切な監督、助言、規制を行い、多頭飼い崩壊や近隣トラブルを未然に防ぐこと。また、行政による審査で認められたボランティアについては、その能力に応じて、集合住宅であっても、その規約に定める数の上限を超えて保護することを行政により許可すること。</p> <p>（同様ご意見他 75 件）</p>	<p>多頭飼育者に対しては、動物の習性や生態に応じた飼養方法についての指導などを、定期的、重点的に行います。</p> <p>また、集合住宅における動物の飼養については、あくまで管理者と住民がルール作りを行うのが原則であって、行政が規制するべきものではないと考えます。</p>
	<p>野生動物の飼育を原則禁止とし、動物の種類や環境に応じた接し方などのガイドラインを作成し、普及啓発を図ること。</p> <p>（同様ご意見他 3 件）</p>	<p>動物の種類に適した飼養方法や野生動物との接し方のマニュアルなどの作成や地域にあったルール作りができるよう市町と連携して支援していくことにしています。</p>
	<p>動物に起因する地域の問題に対し、動物の愛護及び管理の両面から事案の解決が図れるよう、行政が地域のルールづくり等を支援すること。</p> <p>（同様ご意見他 67 件）</p>	<p>ご意見の趣旨を盛り込み、地域にあったルール作りができるよう支援していきたいと考えます。</p>
	<p>地域でのモラルやマナーアップのための活動を推進するべき。</p> <p>（同様ご意見他 1 件）</p>	<p>施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。</p>
<p>施策 4 動物取扱業における適正な取扱いの推進</p>	<p>動物取扱業の指導、取締りを強化すること。</p> <p>（同様ご意見他 90 件）</p>	<p>動物取扱業者に対する指導、取締りについては、法令に規定されています。法令に定められた遵守基準等について責任者研修等を通して指導してまいります。</p>
	<p>「動物の繁殖、販売産業の新規出店、開業禁止」を追加すること。</p>	<p>法令に定められた基準を満たした業者の登録を拒否することはできませんが、今後とも、適正な取扱いが行われるよう、指導を徹底してまいります。</p>
	<p>インターネットでの生体販売を禁止すること。</p>	
	<p>第三者機関による動物取扱業者の監視指導をすること。</p>	<p>施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。</p>

	ご意見 (要約)	ご意見に対する県の考え方
	「動物取扱業者が、一般の飼い主の手本となり、飼い主の相談窓口となることができるように指導助言していく」とのことですが、そのような役割は、本来、基準の遵守を指導する行政の動物愛護担当職員が担うべき。	行政が各種の基準の遵守を指導することはもちろんですが、行政だけでなく、動物取扱業者も含めた関係者との連携・協働によって、この計画の目的が達成できるものと考えており、動物取扱業者にも、その一翼を担っていただくべきと考えております。
	動物取扱業の登録時、委託金制度を発足してください。	現状では、困難と考えます。
施策5 実験動物の適正な取扱の推進	動物実験施設の監視、指導を強化すること。また、罰則規定を定めること。 (同様ご意見他70件)	動物の適正な飼養の推進のため、実験動物を扱う施設については、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の普及啓発に努めてまいります。
施策6 産業動物の適正な取扱の推進	産業実験施設の監視、指導を強化すること。また、罰則規定を定めること。 (同様ご意見他3件)	動物の適正な飼養の推進のため、産業動物を扱う施設については、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の普及啓発に努めてまいります。
	産業動物の福祉向上の推進と消費者へ産業動物の愛護に係る普及啓発を行うこと。 (同様ご意見他2件)	施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。
人と動物の『未来』に向けての取組み		
施策7 子供たちへの呼びかけ	学校飼育動物の適正な飼養について、動物愛護推進員等と協働して指導すること。 (同様ご意見他1件)	学校飼育動物については、情操教育の一助としての役割が非常に大きなものと考えことから、動物の適正飼養について、管理者である学校及び教員の方々に、飼い主としての責任の重要性や動物の生理生態を理解して頂いたうえで、学校生活の中で、子どもたちに動物愛護の啓発を行っていただけるよう、研修を行う予定です。その際には、動物愛護推進員と協働して実施してまいります。
	学校教育の一環として教職員や生徒への動物愛護教育の機会を設けること。 (同様ご意見他1件)	
	動物愛護に関する推奨図書を各教育機関に配布する。	ご意見と同様の考えのもと、この計画では、子ども達の成長段階に応じた適切な教材を作成することを検討しています。

	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
	学校獣医師制度を導入すること。 （同様ご意見他1件）	学校ごとの専任の獣医師「学校獣医師」の制度については、香川県獣医師会をはじめ、地区の開業獣医師と各学校が連携ができるよう県が支援していきます。
施策8 次世代 に向けての 人材育成	動物愛護推進協議会を設置すること。 （同様ご意見他2件）	香川県では、平成14年度に、学識経験者、民間の代表者、獣医師の代表等を委員とした動物愛護推進協議会を設置しました。平成19年度には、業者の代表や愛護団体の代表を加え、動物愛護推進懇談会と名称を変更し、現在に至っています。
	動物の愛護と管理を推進する各種主体に、鳥獣保護員を追加すべき。	施策の実施にあたり、役割分担も含め参考にさせていただきます。
	動物の飼育者やボランティアによる地域活動のため、登録制度を設けるなどにより協働・支援を行うこと。 （同様ご意見他1件）	動物愛護推進員制度をより一層拡充し、その活動を支援していきます。
	市町担当職員及び警察職員の研修を行うこと。 （同様ご意見他1件）	ご意見の趣旨を踏まえ、地域住民と直接関わる機会の多い動物愛護管理関係職員に対して、地域での動物に関する相談や問題に対応できるよう、研修会等を開催することとしています。
	保健所の職員に対する教育を強化すること。	
人と動物が安心できる『今』をつくる取組み		
施策10 災害発生時の 対策の 整備	緊急・災害時の一時保管場所の設置や関係機関（警察・消防など）との連携体制を構築すること。 （同様ご意見他74件）	緊急・災害時の避難所の設置については、市町が主体となって設置することから、一時保管場所の設置について地域防災計画や動物救済マニュアルを作成し、市町の取組とボランティアとの協働による活動を支援します。 警察や消防などの関係機関との連携体制の構築についても同様に進めてまいりたいと考えます。
施策11 動物愛護 管理の 拠点	動物愛護センターを設置すること。	情報の発信や普及啓発活動、相談窓口の基幹施設として、また、人材育成や研修の場として、動物愛護管理に関する専門的、中核的な拠点づくりを県

	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
づくり	<p>既存施設を一時保護施設及び地域密着型愛護普及啓発施設として、改修し、整備を行うこと。 （同様ご意見他3件）</p>	<p>財政の状況や県民の方々の意見等を聴きながら検討していきます。</p>
	<p>動物愛護相談窓口を設置すること。 （同様ご意見他2件）</p>	
	<p>収容動物の感染症対策など適正な管理を行えるような体制を作ること。 （同様ご意見他76件）</p>	
「V 計画の実現に向けて」に関すること		
実現に向けての指標（数値目標）		
	<p>犬・ねこそれぞれ別に、譲渡率・殺処分率の10年後の数値目標を追加すべき。 （同様ご意見他6件）</p>	<p>目標値の引き上げや設定方法については、香川県動物愛護懇談会の定期的な評価・検証をもとに、今後の社会情勢の変化等踏まえて5年後を目途に計画の見直しの際に、検討します。</p>
	<p>譲渡返還目標を100パーセント、殺処分数は0とするべき。 （同様ご意見他81件）</p>	
	<p>各目標値の引き上げを行うこと。併せて、各保健所ごとの目標を設置すべき。</p>	
	<p>所有者明示の実施率目標数値を引き上げるべき。</p>	
	<p>犬・猫の引取殺処分数の数値目標を10年後から、5年後50%減に見直すこと。</p>	
	<p>10年後のマイクロチップの装着率を100%とすること。 （同様ご意見ほか1件）</p>	<p>実現可能な数値目標として、所有者明示の実施率を掲げております。マイクロチップの装着については迷子札等の所有者明示措置と合わせて、実施率の向上を目指します。</p>
	<p>数値目標は現状の数値を公開し、もっと明確な目標数値を設定すべき。</p>	<p>重点テーマを定めた実施計画を毎年度策定し、具体的な施策を実施していく中で、目標数値を設定していきます。</p>

	ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
評価・検証と見直し		
	基本指針の具体的施策を元に計画を見直すべき。	この計画は、基本指針に即して策定しています。
その他の意見		
	動物愛護宝くじの発売を検討すること。	現時点では、困難と考えます。
	麻酔薬投与による致死処分とすべき。 (同様ご意見他79件)	処分方法の検討にあたり、参考にさせていただきます。
	引き取った動物の動物実験への払い下げは禁止すること。	香川県では、現在、実験動物施設への譲渡は行なっておりません。
	殺処分される動物達が大勢いる現実と、動物達は我々の運命共同体であることを知ってもらいたい。	「人と動物との調和のとれた共生社会づくり」を目指して本計画を進めてまいります。
	動物愛護管理推進計画が香川県で一刻も早く進められ底辺で処分されていく動物達に対する思いやりのある対策が進められ、他県からも尊敬される県にしてほしい。	
	致死処分を禁止すること。	